



第42回

石川県青年文化祭

基準要項・実施要項

日時：令和7年10月19日（日）

場所：金沢駅西イベント広場（金沢市）

主管：第42回石川県青年文化祭実行委員会

第42回石川県青年文化祭

基準要項

基本事項について

- 1. 主 旨** この大会は、地域を舞台に芸能文化活動に取り組んでいる青年たちが市町の代表として県内全域から集まり、日ごろの地域活動の成果を仲間たちとともに発表し、また、その技術を競い合うことによって、青年同士の友好親善を深めるとともに、芸能文化活動が豊かに取り組まれる生活を自らの手で造り出し、更には、青年がその中心となりながら、子ども達やお年寄りといった多様な世代が手を取り合って暮らせるような、真に豊かな地域社会の創造を目指し開催する。
- また、この大会は日本全国から日ごろの体育文化活動の成果を発表する青年の集いである全国青年大会への予選も兼ねる大会である。

- 2. 期 日** 令和7年10月19日（日）

- 3. 会 場** 金沢駅西イベント広場

- 4. 内 容** 地域の青年が日頃練習している郷土芸能や地域活動の発表を披露し、優秀な発表に対して表彰を行う。

- 5. 参加申込** 参加を希望する個人または団体は、令和7年9月22日（月）までに下記より申し込みを行うとともに、令和7年9月26日（金）までに所定書式に必要事項を記入の上、下記に提出しなければならない。（所定書式は申し込みのあった団体に別途送付する）

<申込先>

第42回石川県青年文化祭 大会事務局
（石川県青年団協議会 事務局）
〒920-0834 石川県金沢市常盤町212-1
石川県青少年総合研修センター内
電話番号：076-252-7178 FAX 番号：076-252-0559
E-mail：seinen@ishikawa-seinen.com



- 6. 運 営** 主 催：石川県青年団協議会 主 管：第42回石川県青年文化祭実行委員会
共 催：石川県教育委員会
後 援：金沢市、金沢市教育委員会、北國新聞社

- 7. 実施部門** （1）郷土芸能 （2）舞台発表 （3）写真展 （4）生活文化展

- 8. 参加資格** 選手として参加する条件は、以下のとおりである。

（1）年齢制限

昭和60年4月2日から平成19年4月1日までに出生した者（18歳から40歳まで）。
ただし、伴奏者に年齢制限はない。

（2）オーバーエイジ（OA）枠

昭和60年4月2日より前に出生した者（41歳以上）については、OA枠として出演者のうち3分の1までならば参加できる。ただし、伴奏者は出演者数に含まない。

(3) 居住制限

石川県内に居住する者。ただし、令和6年能登半島地震の影響により、県外への居住を余儀なくされたものについてはその限りではない。

(4) 職業競技者の出場制限

国内外で業として（演技者・技術者）の活動実績を有する者は本大会に参加できない。

9. 変更・追加登録

(1) 選手変更を希望する場合は、令和7年10月14日（火）16時までに大会主催者に連絡の上、主催者の指示に従い必要な書類を提出すること。なお、それ以降の選手変更については原則として認めない。ただし、医師あるいは勤務先などの理由書をつけた申請等の場合は、大会主催者で協議の上で決定する。

(2) 選手の追加登録は、申込締切以降は原則として認めない。

10. 会場

(1) 参加団体全員の失格

無資格者の出場が発見された場合、所属参加団体は失格とする。

(2) 当該部門における失格

①事前説明会での決定事項の逸脱等、部門運営に支障をきたす事態が発生した場合。

②当該部門が開始するまでに、受付を終了していなかった場合。

③演技開始通告後、10分が経過しても演技可能人員がそろわなかった場合。

(3) 失格となった場合

エントリーした当該部門に原則として参加できない。ただし、大会長が認める場合はオープン参加（後述）として出場を認める。

11. オープン参加について

参加資格を満たさない選手・団体であっても、大会長が認める場合は「オープン参加」としての出場を認める。ただし、全国青年大会（後述）の派遣選考の対象にはならない。

《オープン参加とは》

本大会におけるオープン参加とは、大会における公式の表彰や記録を認めない状態で、競技に参加することを言う。

12. 事前説明会

郷土芸能・舞台発表の参加者または参加団体の代表者は、事前説明会に必ず参加すること。（代理可）。詳細は別途案内する。

13. 全国青年大会

本大会は、2026年開催予定の第74回全国青年大会の派遣選手選考を兼ねるものとし、優秀な成績を収めた個人または団体は、石川県選手団としてその出場権を得る。

《第74回全国青年大会》

日時：2026年11月13日（金）・14日（土）・15日（日）

会場：東京都内

主催：日本青年団協議会、一般財団法人日本青年館、東京都（予定）

ただし、下記に該当する場合はその限りではない。

(1) 全国青年大会の参加資格を満たしていない場合

(2) オープン参加の場合

(3) 石川県選手団としてふさわしくないと認められる場合

14. 大会事務局

第42回石川県青年文化祭 大会事務局
(石川県青年団協議会 事務局)

〒920-0834 石川県金沢市常盤町 212-1
石川県青少年総合研修センター内
電話番号：076-252-7178 FAX 番号：076-252-0559
E-mail：seinen@ishikawa-seinen.com

本要項は、石川県青年団協議会ホームページからもダウンロードできます。

石川県青年団協議会ホームページ
<http://www.ishikawa-seinen.com>

第42回石川県青年文化祭

郷土芸能の部 実施要項

1. 日時 令和7年10月19日（日）10時00分 開始

2. 会場 金沢駅西イベント広場

3. 目的 郷土芸能を通じて、郷土の文化遺産に対する認識を深め、芸能文化活動の育成を図る。

4. 演目内容

郷土にある民俗（民衆の間に伝えられ行われている風習、風俗）に根ざして、一般に歌われ、あるいは踊られている郷土民謡、郷土舞踊など。また、その土地に古くからあった郷土民謡、郷土舞踊、民話などをもとにして、青年が創意工夫し起こした創作芸能、創作太鼓。

5. 上演時間

舞台設営（飾り付け）および撤去、入退場の時間を含めて20分以内とする。

6. 出演者

（1）出演者の数は、伴奏者を含めて30人以内とする。

（2）伴奏者の年齢には制限はないが、出演者（唄い手、踊り手、その他登場者）は、他の部門と同一資格のものとする。

（3）伴奏は生演奏とし、録音テープの使用は認めない。ただし特別な理由がある場合は申し出ること。

7. 設備他

（1）装置および飾り付けは、簡素なものとし、必要最小限にとどめること。

（2）演出のための照明（スポットライト等）は使用しない。

（3）用具、装置、飾り付け等は、大会当日、主催者が指定する時間までに会場へ搬入すること。

8. 審査基準

（1）芸能の保存とその正しい伝承に意欲的であるか。

（2）芸能の目的、性格等をよく理解した演出であるか。

（3）演技、演奏または歌唄を高度に体言しているか。

（4）芸能集団としての統一をよく示しているか。

（5）解説は適切であるか。

(6) 衣装は適切であるか。

9. 表彰

審査員の評価に基づき、参加資格を満たす参加者または参加団体に対して、最優秀賞・優秀賞・努力賞を授与する。ただし、審査員の協議によって「賞なし」となる場合もある。

10. 注意事項

- (1) 発表順序は、主催者が決定する。
- (2) 申込多数の場合は、出演者を抽選により決定する。
- (3) その他、記載のない内容については主催者で判断する。

第42回石川県青年文化祭 舞台発表の部 実施要項

1. 日時 令和7年10月19日（日） 10時00分 開始
2. 会場 金沢駅西イベント広場
3. 目的 様々な表現活動に取り組む青年たちが一堂に会し、互いに学びあい、交流を深めていくことを通じて一人一人の人間形成に役立てるとともに、地域の活性化と地域文化の継承をめざす。
4. 演目内容 演劇、人形劇、ダンス、音楽および他の部門に属さない様々な表現や発表。
5. 出演者
 - (1) 出演者の数は、伴奏者を含めて30人以内とする。
 - (2) 伴奏者の年齢には制限はないが、出演者（演者、その他登場人物）については、他の部門と同一資格のものとする。
6. 上演時間
 - (1) 脚本に基づいた劇的な表現で構成される発表については、60分以内とする。
 - (2) パフォーマンス的な表現で構成される発表については、20分以内とする。※いずれの場合においても舞台設営（飾り付け）および撤去、入退場の時間を含めた時間とする。
7. 設備他
 - (1) 装置および飾り付けは、簡素なものとし、必要最小限にとどめること。
 - (2) 演出のための照明（スポットライト等）は使用しない。
 - (3) 用具、装置、飾り付け等は、大会当日、会場へ時間までに搬入すること。
8. 審査基準
 - (1) 青年らしくいきいきと発表しているか。
 - (2) 自分（たち）の想いが表現（創造性・独自性・構成力）されているか。
9. 表彰
審査員の評価に基づき、参加資格を満たす参加者または参加団体に対して、最優秀賞・優秀賞・努力賞を授与する。ただし、審査員の協議によって「賞なし」となる場合もある。
10. 注意事項
 - (1) 発表順序は、主催者が決定する。
 - (2) 申込多数の場合は、出演者を抽選により決定する。
 - (3) その他、記載のない内容については主催者で判断する。

第42回石川県青年文化祭

写真展 実施要項

1. 日時 令和7年10月19日（日）10時00分 開始

2. 会場 金沢駅西イベント広場

3. 目的 青年が、自らの体験や地域社会での活動で得たものを記録し表現した写真作品を展示し、文化の発展に寄与する。

4. 出品内容

- (1) テーマは特に指定せず、自由とする。ただし、公序良俗に反する作品の出品は認めない。
- (2) 写真は、単写真または、組写真による自由作品とする。
- (3) 過去に出品した作品は認めない。

5. 参加資格

- (1) 職業技術者および過去において職業技術者であった者は参加できない。
- (2) 過去において次の大会に出場したものは参加できるが、全国青年大会への派遣選考対象からは除外する。
 - ・日展等全国的公募展（ただし入選した場合のみ）

6. 出品規定

- (1) 出品点数は、1人3点までとする。
- (2) サイズは四つ切りまたはA4から全倍またはB1の範囲内とする。ただし、組み写真を1枚でレイアウトする場合は100cm×150cm以内のパネルに構成すること。
- (3) 出品作品は額装またはパネル張り、およびそれに準じるものとする。

7. 出品票

作品整理のため、出品作品を郵送する際、出品者の住所、氏名、作品名を明記した出品票を必ず添付すること。組作品の場合は、個々の作品に添付すること。

8. 出品責任者

- (1) 出品責任者を定め、必ず来場すること。なお、生活文化展の出品責任者を兼ねてもよい。
- (2) 出品責任者は、送付した荷物の開梱後、出品票を確認し受付をする。
- (3) 出品責任者は、大会終了後、大会実行委員から一括して出品作品の返却を受けること。
- (4) やむを得ず出品責任者が参加できない場合は、大会実行委員に作品の取り扱いを一任する。

9. 審査基準

- (1) 写真そのものの美しさ。
- (2) 写真、表題、説明文を踏まえて全体的に深みはあるか。
- (3) 青年らしい視点での作品であるか。
- (4) シャッターチャンスとして価値のあるものであるか。

10. 表彰

審査員の評価に基づき、参加資格を満たす参加者または参加団体に対して、最優秀賞・優秀賞・努力賞を授与する。ただし、審査員の協議によって「賞なし」となる場合もある。

12. 注意事項

- (1) 出品作品は、参加決定通知書の指示に従い、決められた期日までに大会実行委員会へ提出すること。
- (2) 出品作品は、輸送中に破損しないよう厳重に荷造りすること。
- (3) 出品作品は、輸送中の事故（返却の場合も含む）については、主催者は責任を負わない。
- (4) 出品責任者は、出品作品の荷解きの為の諸道具（バール、小刀など）、荷造りの為の材料（釘、紐、縄、包装用紙等）を各自で用意すること。
- (5) 出品作品を出品責任者に返却した後は、原則として、出品責任者が持ち帰ること。輸送業者の手配が必要な場合は、各自で前もって手配しておくこと。
- (6) 出品作品は上下左右を明示すること。
- (7) その他の展示の場所や方法は、主催者で定める。
- (8) 肖像権や著作権などに抵触する場合は出品者が了解を得ること。主催者はその責任を負わない。
- (9) その他、記載のない内容については主催者で判断する。

第42回石川県青年文化祭

生活文化展 実施要項

1. 日時 令和7年10月19日（日）10時00分 開始

2. 会場 金沢駅西イベント広場

3. 目的 健康で明るい文化生活を築くため、青年の創意工夫による日常生活に役立つ作品を展示する。

4. 作品内容

展示するものは、デザインの美しさと実用性を調和させるもので、工芸品、手芸品、室内装飾品、日常生活用具など。

5. 参加資格

- (1) 職業技術者および過去において職業技術者であった者は参加できない。
- (2) 過去において次の大会に出場したものは参加できるが、全国青年大会への派遣選考対象からは除外する。
 - ・日展等全国的公募展（ただし入選した場合のみ）
- (3) 過去に出品した作品は認めない。

6. 出品規定

- (1) 出品点数は1人3点までとする。
- (2) 出品作品は、屋内展示が可能な大きさで、かつ搬入・搬出に支障をきたさないものに限る。
- (3) 運搬が困難なものについては、アイデアおよび実用に供している姿の写真（カラーで四つ切り程度）などを作品に代えて出品してもよい。なお、これをパネルに構成する場合は、大きさは100cm×150cm以内とする。また、出品作品のサイズによっては、展示会場および方法を変更することもある。

7. 出品票

作品整理のため、出品作品を郵送する際、出品者の住所、氏名、作品名を明記した出品票を必ず添付すること。組作品の場合は、個々の作品に添付すること。

8. 出品責任者

- (1) 出品責任者を定め、必ず来場すること。なお、写真展の出品責任者を兼ねてもよい。
- (2) 出品責任者は、送付した荷物の開梱後、出品票を確認し受付をする。
- (3) 出品責任者は、大会終了後、大会実行委員から一括して出品作品の返却を受けること。
- (4) やむを得ず出品責任者が参加できない場合は、大会実行委員に作品の取り扱いを一任する。

9. 審査基準

- (1) 加工技術や制作技術が高いものであるか。
- (2) 作品、表題、説明文を踏まえて全体的に深みはあるか。
- (3) 青年らしい作品であるか。
- (4) 文化的な作品であるか。

10. 表彰

審査員の評価に基づき、参加資格を満たす参加者または参加団体に対して、最優秀賞・優秀賞・努力賞を授与する。ただし、審査員の協議によって「賞なし」となる場合もある。

11. 注意事項

- (1) 出品作品は、参加決定通知書の指示に従い、決められた期日までに大会実行委員会へ提出すること。
- (2) 出品作品は、輸送中に破損しないよう厳重に荷造りすること。
- (3) 出品作品は、輸送中の事故（返却の場合も含む）については、主催者は責任を負わない。
- (4) 出品責任者は、出品作品の荷解きのための諸工具（バール、小刀など）および荷造りのための補強材料（くぎ、ひも、なわ、紙類）を各自用意すること。
- (5) 作品返却後の運送業者の手配は各自で行うこと。
- (6) 申込用紙には出品作品の展示時の様子がわかるスナップ写真を添付すること。
- (7) 出品作品は上下左右を明示すること。
- (8) その他の展示の場所や方法は、主催者で定める。
- (9) その他、記載のない内容については主催者で判断する。